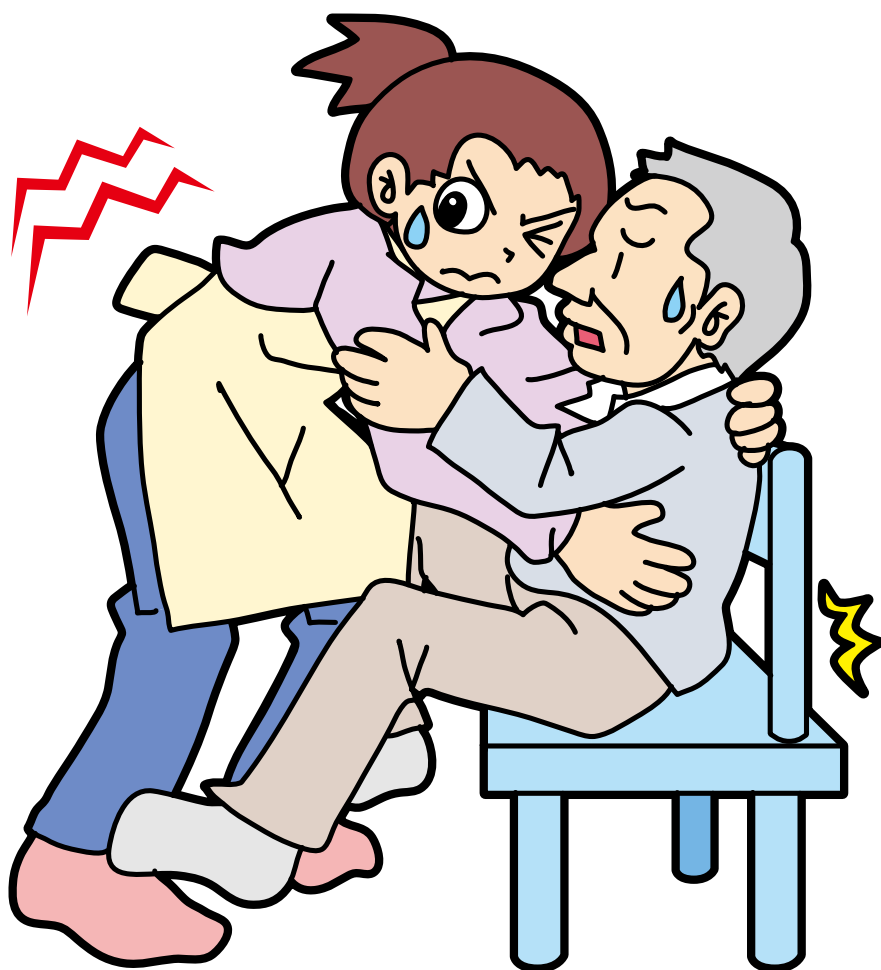


腰痛で苦しんでいる介護職場のみなさまへ

介護者の腰痛予防のための 安全衛生活動チェックポイント

安全衛生活動を見直すことで
介護者の腰痛を予防できる
ことがあります。

このチェックポイントは
安全衛生活動を
進めることにより
介護者の腰痛を予防する
お手伝いをします。



I チェックポイント

まず、下の表にチェックを入れてください。各項目は、介護職場で行う安全衛生活動のうち、介護者の腰痛予防に必要な「人力での抱え上げをしない」や「無理な姿勢を取らない」ことにつながる、介助方法や福祉用具の使用方法に関する取り組みです。「実施」「不十分」「未実施」の□にレ印を入れて、「不十分」と「未実施」のうち、優先度が高いと思う順に「優先順位」に番号（1, 2, 3・・・）を入れてください。そして「優先順位」の高い順に「活動例」をみて、自分たちの職場に必要な安全衛生活動を考えてください。

介助方法や福祉用具の 使用方法に関する 安全衛生活動		実施	不十分	未実施	優先 順位	活動例
体制	ワーキンググループ を設置し、責任者と メンバーを選任して いる	☐	☐	☐		(a) ワーキング グループ
	基本的な介助に関す る講習会を開催して いる	☐	☐	☐		(b) 講習
教育	具体的な 研修会	移乗介助	☐	☐		(c) 移乗研修
		入浴介助	☐	☐		(d) 入浴研修
		排泄介助	☐	☐		(e) 排泄研修
評価	定期的な評価を 実施している	☐	☐	☐		(f) 評価

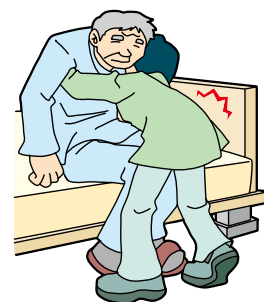
Ⅱ チェックポイントの活用方法

このチェックポイントは、介護職場において、介護者の腰痛予防に役立つ安全衛生活動を提示し、その活動に取り組むお手伝いをします。

- 介護者の腰痛を予防するには、「人力での抱え上げ」を減らし、「無理な姿勢」を取らないようにし、適切な介助方法や福祉用具の使用方法に関する安全衛生活動に取り組む必要があります。
- その取り組みは、①ワーキンググループにおける問題点の抽出、②研修会・講習会における介護者への解決策の教育、③教育効果の検証です。
- 教育効果が不十分な場合は、再度ワーキンググループにて検討し、再教育を行うとともに、定期的に上記の①、②、③を行ってください。重要なことは、少しずつでもよいので、改善しようという意識を持つことです。
- 安全衛生活動は、「活動例」をヒントに自分たちに合ったものを考えて、実践してみてください。

Ⅲ 腰痛の原因と対策

介護では、移乗介助や入浴介助などにおいて、介護を受ける人（利用者）を介護者が人力で抱え上げたり、前かがみや中腰姿勢などの無理な姿勢で介助したりすることがあります。これらの動作や作業姿勢は、腰に負担となり、腰痛を発生させる要因になっています。



この対策としては、福祉用具を使用したり、作業方法を見直したりすることで、人力での抱え上げを減らし、無理な姿勢をできるだけ取らないようにすることです。介護職場では、介護者にそれらの方法を教育する必要があるため、介助方法の講習・研修や指導責任者の選任などの安全衛生活動に取り組むことが必要です。

Ⅳ 活動例

(a) ワーキンググループ

方法 ● ワーキンググループを設置し、責任者とメンバーを選任する：

適切な介助方法や福祉用具の使用方法を推進するためのワーキンググループを設置し、その責任者とメンバーを選任します。メンバーは各部署から募り、ワーキンググループの打ち合わせは1か月に1回開催します。



内容 ● 問題となっている介助作業を調べる：

ワーキンググループの責任者とメンバーは、職場巡視や介護者への聞き取り調査などから、腰に負担となり、腰痛を発生している介助作業を調べます。

● 職場に合った介助方法を検討する：

ワーキンググループでは、問題点を整理し、職場に合った介助方法を検討します。その際、メンバーは、外部講習会に参加したり、他施設を見学したり、外部の専門家に意見を求めたりして解決策を探ります。また、以下の指針やマニュアルなども参考にします。

◆厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

◆厚生労働省・日本労働安全衛生コンサルタント会「社会福祉施設の安全管理マニュアル」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110456.html>

◆厚生労働省・中央労働災害防止協会「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>

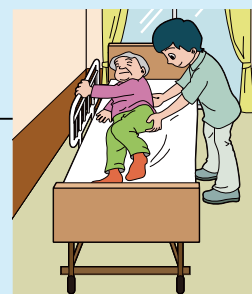
● 介助方法を介護者に指導する：

解決策は、講習会や研修会を介して、介護者に教育します。

(b) 講習

方法 ● 基本的な介助に関する講習会を開催する：

専門的な知識を持つ講師またはワーキンググループの責任者は、全体的な講習会にて、基本的な介助方法や福祉用具の使用方法を介護者に教育します。その際、職場で起きている介助作業の問題を取り上げ、その解決策なども併せて紹介します。講習会は、年に1回程度開催するようにします。



内容 ● 利用者の残存機能を確認して活用する：

介護者は、利用者の「できること」と「できないこと」を確認し、できることは積極的に協力してもらいます。協力をお願いする時は、必ず利用者に声かけをします。

● 人力で抱え上げない：

原則として、人力での利用者の抱え上げは行わないようにします。利用者の抱え上げが必要な場合には、リフトなどの福祉用具の使用を考えます。福祉用具が使用できない場合には、身長差の少ない複数人（2名以上）の介護者で介助するようにします。

● 無理な姿勢は取らない：

介護者は、前かがみ、中腰、ひねりなどの腰に負担となる無理な姿勢を取らないようにします。どうしても取らざるを得ない場合は、その時間や回数を減らします。また、手や膝を壁やベッドに置いて、体を支えるようにします。介護者の手や膝をベッドの上に置くことは、これまでタブーとされてきましたが、ベッドの高さ調節ができない場合は、介護者の体を守るために必要なことと考えられています。



● 福祉用具を使用する：

福祉用具は積極的に使用します。利用者が自力での起き上がりが難しくなった場合には、身体機能を利用しながらベッドの背上げ機能を使用したり、寝返りができない場合には、スライディングシートを使用したりします。これら福祉用具の使用は、介護者・利用者の双方にとって、快適で安全な介護につながります。

● 小休止・休息をとり、作業ローテーションを行う：

介護者は、複数の利用者を介助する場合、連続して行うのではなく、作業の合間に小休止や休息をとるようにします。また、体に負担となる作業を連続して行うのではなく、その作業の間に負担の小さな別な作業を入れるようにします。

(c) 移乗研修

方法 ● 移乗介助に関する研修会を開催する：

介助作業や福祉用具の使用方法に関する専門的な知識を持つ者に講師（できれば外部講師）を依頼し、問題となっている各利用者の介助作業ごとに、研修会を開催します。研修会は、できれば実際の現場にて、講師や責任者から担当介護者に、適切な介助方法を指導します。この研修会は、月に1回程度開催するようにします。

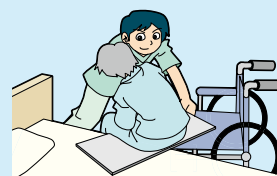
内容 ● 利用者の残存機能を活用する：「(b) 講習」を参照

● 利用者の状態に合わせた福祉用具を使用する：

移乗介助において、自力で立ち上がりのできない利用者には、立ち上がりを助けるスタンディングマシンを使用します。座位姿勢が取れる利用者には、スライディングボードやスライディングシートを使用します。特に皮膚が弱い利用者には、スライディングシー



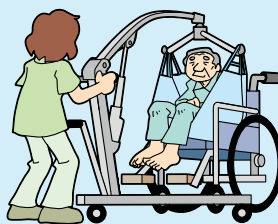
スタンディングマシン



スライディングボード

トの利用を検討します。体重が重かったり、マットレスが柔らかかったりする場合には、スライディングボードとスライディングシートを併用してみるのも一つの方法です。

介護者が抱え上げなければ移乗介助できない利用者には、リフトを使用します。その際、利用者の体型や用途に応じた吊り具（スリング）を選定します。また、ベッドとストレッチャーの高さを合わせて、スライディングシートにて水平方向に移乗させる方法も有効です。



リフト



スライディングシート

● **無理な姿勢は取らない：**「(b) 講習」を参照

● **座り直し・ベッド上での移動：**

座り直しは、利用者を上方に抱え上げるのではなく、介護者が前方から片側ずつ利用者の膝を押して調整します。また、車いすの背もたれ部分にスライディングシートを入れて、車いすを後方に傾けながら利用者を深く座らせる方法も有効です。

ベッド上での移動は、利用者の下にスライディングシートを敷いて、利用者の頭側や横側からスライディングシートごと引いて行います。



(d) 入浴研修

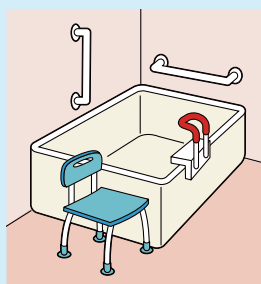
方法 ● **入浴介助に関する研修会を開催する：**

「(c) 移乗」と同様に、月に1回ほど、実際の現場にて、講師や責任者から担当介護者に、適切な介助方法を指導します。

内容 ● **無理な姿勢は取らない：**「(b) 講習」を参照

● **利用者の状態に合わせた福祉用具を使用する：**

自立または立ち上がりのできる利用者には、浴槽の横に椅子を設置し、その椅子と手すりを使用して入浴させます。立ち上がりのできない利用者には、リフトや特殊浴槽を使用します。また、入浴以外の作業、例えば、車いすから入浴用ストレッチャーへの移乗や洗身などにおいても、リフトなどを使用して人力での抱え上げをなくすようにします。



椅子や手すりの設置



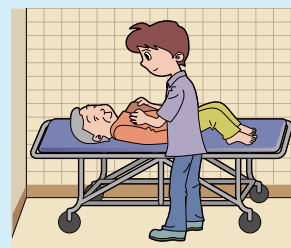
リフト



特殊浴槽

● **着脱衣時には無理な姿勢を取らない：**

ベッドやストレッチャーを使用して利用者の着脱衣を行う場合は、それらを介護者が腰を曲げなくてすむ高さに調節します。椅子を使用して利用者の着脱衣を行う場合は、介護者が腰を落として、膝を着いて介助するようにします。



(e) 排泄（トイレ介助・おむつ交換） 研修

方法 ● **トイレ介助・おむつ交換に関する研修会を開催する：**

「(c) 移乗」と同様に、月に1回ほど、実際の現場にて、講師や責任者から担当介護者に、適切な介助方法を指導します。

内容 ● **福祉用具を使用する：**

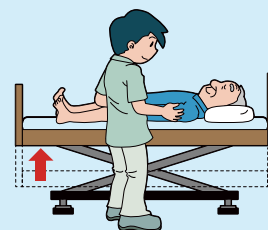
車いす利用者がトイレを使用する手段は、極めて限られています。利用者の向きを変えるターンテーブル、立ち上がりを助けるスタンディングマシーン、またリフトなどが使用できる場合は、積極的にこれらを使用しましょう。その際、利用者を立ち上げながら下着を下げるなど、同時に2つ以上の作業はしないようにします。

● **ポータブルトイレを使用する：**

トイレが狭く福祉用具が使用できない場合は、居室にてポータブルトイレを使用します。

● **おむつ交換ではベッドの高さを調節する：**

ベッドの高さは、時間がかかっても、介護者の腰を曲げなくてすむ高さに調節します。また、必要に応じて、ベッドの上に手、肘、膝などを着いて、体を支えるようにします。



(f) 評価

方法 ● **責任者が中心となって1か月に1回評価する：**

ワーキンググループの責任者が中心となり、メンバーとともに、介助方法や福祉用具の使用方法が適切に実行されているかを、担当部署ごとに評価します。評価は、1か月に1回程度実施します。

内容 ● **介助方法や福祉用具の使用方法を確認する：**

介助方法、福祉用具の使用方法、作業姿勢、利用者の安全、利用者への配慮、作業環境、小休止や休息の取り方などを評価します。評価結果は、その場で介護者に伝え、改善するように助言や指導をします。

V 介護施設における 安全衛生活動

介護者の腰痛予防や身体的な負担の軽減につながる、介護職場における一般的な安全衛生活動を以下に記します。既に取り組まれている活動には、☐ にレ印を入れてください。取り組まれていない活動は、今後取り組むようにしてください。

☐ 一般健康診断	1年に1回、定期的に健康診断を実施しています。 深夜業務がある者には、6か月に1回実施しています。
☐ 腰痛健康診断	6か月に1回、腰痛健康診断を実施しています。
☐ 衛生委員会	労働者50人以上の職場では、産業医、衛生管理者を選任し、毎月1回、衛生委員会を開催しています。 労働者50人未満の職場では、衛生推進者を選任するとともに、介護者の健康を考えた取り組みを実施しています。
☐ 職場巡視	毎月1回、職場を巡視して問題がないかを確認しています。その際、介護者への聞き取り調査も実施しています。
☐ 相談窓口	腰痛や身体的な負担について相談できる窓口（担当者）を設置しています。
☐ 職場復帰支援	休業した者が職場に復帰する場合は、産業医と相談し、作業方法や作業時間を考慮するようにしています。
☐ 事故・ヒヤリハット	事故やヒヤリハットを記録し、再発防止のために活用しています。

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
岩切 一幸 高橋 正也
外山みどり 劉 欣欣

福祉技術研究所株式会社
市川 洸

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

平成29年3月初版発行

〒214-8585 川崎市多摩区長尾6-21-1
TEL: 044-865-6111 FAX: 044-865-6124
<http://www.jniosh.johas.go.jp/>

Ⅵ 掲載内容の根拠

安全衛生活動チェックポイントは、労働安全衛生総合研究所のプロジェクト研究「介護職場における総合的な労働安全衛生研究（H25-H28）」（以下、介護プロ研と記載）における、全国の特別養護老人ホームを対象にしたアンケート調査（H25）および介入研究（H26-H28）、施設管理者や介護者へのインタビュー調査の結果、さらには厚生労働省の指針やマニュアルの内容などをもとに作成しています。以下に、掲載内容の根拠を記します。

[P.2]

Ⅰ チェックポイント

- (1) “介護者の腰痛予防に必要な「人力での抱え上げをしない」や「無理な姿勢を取らない」ことにつながる、介助方法や福祉用具の使用方法に関する取り組みです。”

⇒ 介護プロ研の全国アンケート調査（H25）の結果、移乗および入浴介助において、人力での利用者の抱え上げや無理な姿勢を取っていない介護者ほど、重度の腰痛はなく、また介助方法や福祉用具の使用に関する講習・研修などの安全衛生活動に取り組んでいました。

[P.3]

Ⅱ チェックポイントの活用方法

- (2) “介護者の腰痛を予防するには、「人力での抱え上げ」や「無理な姿勢」を取らないようにし、適切な介助方法や福祉用具の使用方法に関する安全衛生活動に取り組む必要があります。”

⇒ (1)と同様

- (3) “その取り組みは、①ワーキンググループにおける問題点の抽出、②研修会・講習会における介護者への解決策の教育、③教育効果の検証です。”

⇒ 介護プロ研の介入研究（H26-H28）の結果、介入施設において、適切な介助方法や福祉用具の使用方法を推進するためのワーキンググループを設置して責任者とメンバーを選

任し、その後、研修会・講習会を実施し、介助方法を評価したところ、対照施設の介護者は腰痛が悪化したのに対し、介入施設では介護者の腰痛が悪化しませんでした。このことから、「ワーキンググループの設置と活動」、「研修会・講習会の実施」、「教育効果の検証」を設けました。

Ⅲ 腰痛の原因と対策

- (4) “介護では、移乗介助や入浴介助などにおいて、介護を受ける人（利用者）を介護者が人力で抱え上げたり、前かがみや中腰姿勢などの無理な姿勢で介助したりすることがあります。これらの動作や作業姿勢は、腰に負担となり、腰痛を発生させる要因になっています。”

⇒ (1)と同様

- (5) “この対策としては、福祉用具を使用したり、作業方法を見直したりすることで、人力での抱え上げや無理な姿勢をできるだけ取らないようにします。介護職場では、介護者にこれらの方法を教育する必要があり、介助方法の講習・研修や指導責任者の選任などの安全衛生活動に取り組むことが必要です。”

⇒ 介護プロ研の全国アンケート調査（H25）の結果、人力での利用者の抱え上げや無理な姿勢を取っていない介護者は、介助方法や福祉用具の使用方法に関する講習・研修を受講しており、また福祉用具を使用するように指導され、指導責任者から助言や指導を受け、定期的に評価を受けていました。

[P.4]

Ⅳ 活動例

(a) ワーキンググループ

(6) “問題となっている介助作業を調べる”，“職場に合った介助方法を検討する”

⇒ 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の「6 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム」の手法に基づいています。

(7) “介助方法を介護者に指導する”

⇒ 介護プロ研の全国アンケート調査（H25）の結果，責任者から助言や指導を受けている介護者ほど，人力での利用者の抱え上げや無理な姿勢を取っていませんでした。

(b) 講習

(8) “利用者の残存機能を確認して活用する”，“人力で抱え上げない”

⇒ 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の「Ⅳ 福祉・医療分野等における介護・看護作業」の記載事項に基づいています。

[P.5]

(b) 講習

(9) “無理な姿勢は取らない”，“小休止・休息をとり，作業ローテーションを行なう”

⇒ (8) と同様

(10) “福祉用具を使用する”

⇒ (8) と同様

(c) 移乗研修

(11) “利用者の残存機能を活用する”，“利用者の状態に合わせた福祉用具を使用する”

⇒ (8) と同様

[P.6]

(c) 移乗研修

(12) “無理な姿勢は取らない”

⇒ (8) と同様

(13) “座り直し・ベッド上での移動”

⇒ 厚生労働省・中央労働災害防止協会「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育マニュアル」の記載事項に基づいています。

(d) 入浴研修

(14) “無理な姿勢は取らない”，“利用者の状態に合わせた福祉用具を使用する”

⇒ (8) と同様

[P.7]

(d) 入浴研修

(15) “着脱衣時には無理な姿勢を取らない”

⇒ (8) と同様

(e) 排泄（トイレ介助・おむつ交換）研修

(16) “福祉用具を使用する”，“ポータブルトイレを使用する”，“おむつ交換ではベッドの高さを調節する”

⇒ (8) と同様

(f) 評価

(17) “介助方法や福祉用具の使用方法を確認する”

⇒ 介護プロ研の全国アンケート調査（H25）の結果，定期的に評価を受けている介護者ほど人力での利用者の抱え上げや無理な姿勢を取っていませんでした。また，厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の「6 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム」の手法にも基づいています。

[P.8]

Ⅴ 介護施設における安全衛生活動

(18) “一般健康診断”，“腰痛健康診断”，“衛生委員会”，“職場巡視”，“相談窓口”，“職場復帰支援”

⇒ 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の記載事項に基づいています。